
 <協同のひろば>

協同による仕事おこしで地域福祉を拓く

—第4回「生協と共同作業所の提携活動全国交流会」シンポジウムでの発言から—

菅野正純（協同総合研究所専務理事）

鈴木勉先生の報告（本誌12頁）で述べられている通り、上記の集会第2日目のシンポジウムで発言させていただいた。機会を与えて下さった実行委員会の方々に感謝すると同時に、その要旨を報告させていただく。

1. 事業団・労働者協同組合とは

まるべりー、エバーグリーンなどの報告を伺いましたが、事業団も、働く意志と能力のある失業者、高齢者の仕事保障を政府も自治体もやらない中で、自ら仕事を興してきたもので、共感を覚えました。事業団は初期の試行錯誤を経て、生協、医療生協などからのご理解の下に、物流センター、ビルメン、建物改修などに仕事を広げ、自治体との間にもより高い次元の関係をつくって、ゴミ、地域福祉、公園づくりなどを発展させています。

その中で「労働者協同組合」として方向を確立すると共に、「経営と労働／指揮する人とされる人の分離」「労働者同士の生存競争」「労働内容からの疎外」を克服し、働く者が出資し、事業計画をつくり、助け合って、共に主人公として働き、さらに地域の人々とのつながりをつくり出して仕事を拡大し、技術と知識を向上させ、仕事の価値と報酬を高める、という一連の取り組みが始まっています。仕事を何とか確保してくる段階から、働き方、労働の質を問う段階へ、その中でリーダーの「理念」が現場の事実、仲間の実践に浸透する段階に到達しつつあるを感じています。

労働者が仕事を興すことに対して、かつて、そして今も、「公共責任の免罪」であるとか、「労働者経営は邪道」「経営＝搾取」などのいわれのない非難がありますが、どちらが真に人々の要求に応え、公共責任を鋭く追及し、創造的な成果を挙げられるかは、すでに明らかだと思っています。

2. 事業団・労働者協同組合で働く障害者たち／共同作業所とのつながり

労働者協同組合の企業的发展に伴って、障害者の働く場もまた広がってきました。

群馬・玉村では、昨年報告があったように、リサイクルで多くの障害者、高齢者が働いています。

東京の青山霊園では、2歳の時から施設暮らしで、28歳まで施設で1日300円の箱折り作業をやっていた人が、月15日緑の中で働き、6～7万円を得て、障害者年金と合わせて初めてアパートを借り、自立できるようになりました。この陰には、障害者に働く喜びと自信をつけてもらおうと、常に考えている団員の存在があります。

香川の丸亀では、動物園の管理を事業団が委託されていますが、精神障害を抱える団員のきめ細かい日報が、市職員の間で熱心に読まれています。

事業団のこれまでの経験では、団員10人で1人以上の障害者を包み込んで働いています。

千葉・流山の障害者施設「青和園」では、事業団が病院から集めた点滴のビンからネットを外してビンを割り、カレットにしましたが、さらに園で栽培した鑑賞用植物の貸し鉢を事業団が県内の病院に配達することなどが検討されています。

足立区の花畑作業所とは、事業団が区から受けた書類の封筒入れ作業をやってもらい、今後作業所で作っているマドレーヌを、事業団が運営を委託されている島興しのレストランで販売することなども話し合われています。

3. 事業団・労働者協同組合の地域福祉活動

次に事業団・労働者協同組合の地域福祉サービスの供給面での活動を紹介させていただきます。

訪問医療で有名な東京の柳原病院で、「夜1～2時間食事と介護をしていただければ、患者さんの希望通り家で死なせてあげられるのだが」という病

院の話から清掃の団員が話し合っ、一人が行き始めました。現在の福祉の盲点をカバーする貴重な実践として評価され、発展しようとしています。

ヘルパーを組織的に行なっているのは、西宮、神戸で、このうち神戸は、3年前2人から始めて、現在では35人の集団にまでなっています。この中核にすわっているのが、元看護婦さんやソーシャルワーカーなど6人の専門職から成る業務委員会で、この指導の下に、毎月全体でケーススタディが行なわれ、さらに家族や地域、行政に対し新聞を発行してコミュニケーションと訴えを行なっています。「学習し、成長し、社会に訴えるヘルパー集団」の実践として注目したいと思います。

こういう中で強く感じるのは、日本におけるヘルパーの仕事の位置付けの低さです。この仕事は、ニーズが今後いっそう高まると同時に、発達した資本主義国における重要な就業分野になることはまちがいありません。この労働を専門労働として位置付けさせ、十分な公共支出を行なわせるように闘うことが緊急課題になっていると考えます。

その場合、人権としての公共業務の確立の絶対性と、その担い手、供給形態の多様性が共に認められるべきだと思います。サービスを受ける側と話し合い、自発性・創造性をたえず高める供給集団として、サービス協同組合がもっと発展してよいし、発展させるべきでしょう。公権力が必ず負うべきなのは、財政責任と指導責任です。公共業務にふさわしいサービスの質が保たれているか、ワーカーの賃金・労働条件はどうか、委託団体の財政はどうか、これらを公開・報告させるべきであります。

イタリアでは、ボローニャに SPEPCOOP という福祉協同組合があり、高齢者、リハビリテーション、精神障害、麻薬患者などのための援助を創造的に展開していますが、精神障害者の作業訓練などは患者とワーカーがほとんど1対1という、ため息がでるような水準です。これは公的な施設、費用などの提供なしに考えられません。

生協組合員のみなさんの暮らしの助け合いでの爆発的なパワーの中から、福祉サービス協同組合

をつくらなければならない、日本の福祉協同組合運動は大きく前進するのではないのでしょうか。

4. 障害者が働ける企業と地域を

最後に「障害者が働ける企業と地域」づくりのために、いくつかの提案をさせていただきます。

第1に、「雇用のノーマライゼーション」という点です。健常者と障害者が「協同」の立場から地域で多様な協力関係をつくりあげ、幅広く仕事を開発していくことです。「障害者の法定雇用率」を守らせることは重要ですが、殺伐とした職場に入っていくても、障害者は幸せになれません。

第2に、障害者に「自立」や「市場競争」を迫るのであれば、障害者労働を支える物的・人的・社会的インフラストラクチャーを整備すべきではないか、という点です。

第3に、全国的にリサイクルに取り組みされている作業所も多いと思いますが、大型焼却炉・埋立て中心の体系をそのままにして、ボランティア(的労働)を強いる行政の姿勢は許せません。リサイクル中心体系に転換し、焼却炉を建てずにすんだ金を正当にリサイクルの担い手に回すべきです。リサイクルを委託する場合も、公共業務・責任の明確化と、委託団体の業務・経営・労働条件の公開・報告を徹底すべきであると考えます。

第4に、日本における「非営利企業」カテゴリーの確立という課題です。これまで日本では「非営利」と「企業」は水と油のように分れていたのではないのでしょうか。しかし、雇用の拡大のためには企業性を確立することが欠かせません。現行の公益法人では、認可が限られるだけでなく、業務が限定されたり、役人や地域の「有力者」などを外部から迎え、構成員の自主性・創造性が損われる事例も少なくありません。

既に欧米では社会的経済や非営利企業が大きく発展しています。高齢者、失業者、障害者などの仕事おこしのような金もうけを第1としない企業を「非営利企業」として認定し、自発性を守るとともに、税制、融資等の優遇を保障すべきです。

I C A 東京大会に向けて、共にこの世論を盛り上げられればと考えます。